

## 本講義資料のご利用にあたって

本講義資料内には、東京大学が第三者より許諾を得て利用している画像等や、各種ライセンスによって提供されている画像等が含まれています。個々の画像等の利用については、それぞれの権利者の定めるところに従ってください。

著作権が東京大学の教員等に帰属する著作物については、非営利かつ教育的な目的に限り再利用することができます。

ご利用にあたっては、以下のクレジットを明記してください。

クレジット:

UTokyo Online Education 学術フロンティア講義 2021 王欽



# 私たちの憲法“無感覚”

## ——竹内好を手掛かりとして

---

王欽

(東京大学地域文化研究専攻)

## 小林秀雄「感想」（1951）

- ・ 敗戦といふ大事実の力がなければ、あといふ憲法は出来上がった筈はない。又、新しい事実が現れて、これを動揺させないとは、だれも保証出来ない。戦争放棄の宣言は、その中に日本人がおかれた事実の強制力で出来たもので、日本人の思想の創作ではなかつた。私は、敗戦の悲しみの中でそれを感じて苦しかつた。大多数の知識人は、これを日本人の反省の表現と認めて共鳴し、戦犯問題にうつゝを抜かしてゐた。（『小林秀雄全集』第九巻、新潮社1967年、145頁）

## 竹内好『私たちの憲法感覚』

- 今の私たちの持っている憲法は、人類の普遍の原理が強調されておりました大変結構なんでありませう。結構なんでありませうが、何となくまぶしい、自分のものであることが恥ずかしいような気がしたんであります。言い換えますと、自分たちの持っている過去の歴史の積み重ねの中から生まれてくるにしては、あまりにまぶしい。（『竹内好全集』第九巻、筑摩書房1981年、131頁）

## 竹内好 『私たちの憲法感覚』

- ・ 私の年配の者は旧憲法のもとで教育を受けて人間形成を行っております。旧憲法と申しましても、成文憲法だけをいうわけではなくて、教育勅語と一体になっている旧大日本帝国の国家原則あるいは憲法精神というものを、この場合いうわけではありますが、こういうもので教育されました人間は、あの憲法ないし教育勅語という一体になっている力のもとで、何とかして自分の人間として生きたいという願いを、がんじがらめではあるけれども、あのわくの中で精いっぱい心から叫びをあげたいという念願をもって生きてきたわけがあります。あの戦争に狩り立てられて、天皇陛下万歳と言って死んだ兵隊たちも、何も天皇陛下への忠誠ということではなく、たしかに古い教育では天皇にわれわれの忠誠が集中化されておりますけれども、実はそういう形をかりて、やはり自分たちの人間として自由に生きたいという念願を、ほかに表現する手段がないので、そういうゆがんだ形で表現せざるを得なかったという気がするんであります。（同、133－134頁）

## 竹内好『近代の超克』（1959）

- 戦争吟を、戦争吟であるために否定するのは、民衆の生活を否定することである。戦争吟を認め、その戦争吟が過去の戦争観念によって現に進行中の戦争の本質（帝国主義戦争という観念ではない）を見ることから逃避している態度をせめ、戦争吟を総力戦にふさわしい戦争吟たらしめることに手を貸し、そのことを通して戦争の性質そのものを変えていこうと決意するところに抵抗の契機が成立つのである。（河上徹太郎他『近代の超克』所収、富山房百科文庫1979年、316頁）

# 竹内好『憲法擁護が一切に先行する』 (1954)

- 私もいまの憲法に、いくつかの不満を感じます。文体がホンヤク調だし、仮名遣いが古い。そのほかにも改良したいところがある。しかし、いま急に改良はできない。いまは育てる方に全力を注ぐべきである。(中略) 私は憲法擁護をもって、自分の一切の活動に先行するものと考えます。私は研究と教育と言論発表を職業にしているが、これらすべてが憲法という大目標に向かって調整されるように、自分の生活を律していききたい。憲法は生命に優先すると考える。(『竹内好全集』第六巻、筑摩書房1980年、373頁)

# 竹内好『不服従の遺産』 「まえがき」 (1960)

- ・ 私個人にとって一九六〇年は記録されるべき年である。私の精神的および肉体的エネルギーが、たといそれがどんなに貧しいものであろうとも、ともかくある極限に近くまで集中的に発揮され、その結果として、自他にある種の変化が起こった。(中略) 渦中にあるときは自己を見失いやすい。行動者と観察者を区別することは、たといどんなに警戒心を働かせていても、実際には困難なことである。そのため、状況に埋没している自己を、ある種の操作によって引き離す必要が生じてくる。(『竹内好全集』第九巻、3頁)



## 竹内好『政治・人間・教育』（1953）

- 私たちは憲法を守っているが、権力者の側が憲法を守らないのだから、彼らに憲法を守らせるようにするのがこの運動の趣旨であると、これまでは考えていた。今はそう考えない。権力者の側は、制定当時から、それを守るつもりはなかったし、今もないのである。憲法は紙くずだと思っているのだ。だから、「憲法を守れ」と言ってみたところで、「憲法は守っております」と答えれば、それまでのことである。これではいけない。（『竹内好全集』第六卷、筑摩書房1980年、355-356頁）

## 竹内好『私たちの憲法感覚』

- 実は就職のとき、憲法を尊重し擁護するという誓約書を書いたことも、ふだんは忘れていたわけでありませう。非常の場合に一人の人間の意思決定をする大きな要素となるものが、やはりふだんにつちかわれて、それが意識下に沈潜しているものが、ハッと浮かび上がるという経験をこの場合ももちました。…あの十九日の全く憲法を無視し、民主主義をじゅうりんした少数の権力者のやり方、これに対して私たち国民は、すべてこういう乱暴なクーデター——こう私は呼びましたが、こういうことを許すことはできない。その後一種の国民運動の形で抗議の運動が巻き起こり、続いております。ここで私は、この運動のほうには今日はお話を進めないつもりでございますが、憲法というものの関連で、その後自分の考えの中に浮かんでおりますことを一つだけお話したいと思ひます。（『竹内好全集』第九巻、132－133頁）

## 竹内好『私たちの憲法感覚』

- 今国をあげて国民の抵抗の運動が起こっておりますが、この運動を通して、こういう憲法感覚が打ち立てられるに違いないと思いますし、またそれはそう信ずるほかに、日本人として生きがいがないわけでありませう。（同、137頁）

## 竹内好 『憲法と道徳』 (1952)

- たしかに、憲法制定当時は、その力がなかったと思います。一度は否定しなければ、自分のものにならないのに、否定するだけの力がなかった。ということは、自分で憲法を制定するだけの力がなかった、ということと同じです。（『竹内好全集』第六巻所収、42頁）
- なぜ、身についたか。時間の経過、ということもあります。が、それだけではない。白日の下に、新憲法が無慙に犯されているのを見ている中に、いつとはなく、これでいいのか、という疑問が起こってまいりました。（中略）はじめは、ゲインが指摘したように、ホンヤク調の文体が気になって、親しめません。だが、憲法が犯される度合いが激しくなり、私が憲法を開いてみる機会が多くなるにつれて、いつか、文体を気にするより、内容の方に引かれてゆきます。（同、43頁）

## 竹内好『心境と見透し』

- たたかっている自覚はある。戦闘は続いている。しかし、自分が戦列のどの位置にいるかがわからない。一兵卒ではない。部隊長でもない。いわんや司令官や参謀ではない。ただ不思議な連帯感が自分を支えている。もしこれを強いて名づけるなら、国民的連帯感とでもいえるもののように思う。（『竹内好全集』第九巻、107頁）

## 竹内好『政治・人間・教育』（1953）

- 憲法擁護とは私たちが憲法を守るということだ。守るというよりも、育てる、血肉にするということだ。相手が紙くずとして棄てたものを、こちらがひろって活用する。自分のものにし、その力で相手を追い詰めていく。そうでなければいけない。基本的人権を確立し、社会保障を打ち立て、軍備を廃止し、憲法の条項を一つ一つ実現していったら、その力で攻勢に出て、相手に承認を迫るのでなければいけない。（『竹内好全集』第六巻、356頁）

## 竹内好『方法としてのアジア』（1961）

- 西欧的な優れた文化価値を、より大規模に実現するために、西洋をもう一度東洋によって包み直す、逆に西洋自身をこちらから変革する、この文化的な巻返し、或いは価値の上の巻返しによって普遍性を作り出す。（竹内好『日本とアジア』所収、ちくま学芸文庫1993年、469頁）